

## 手続きのご案内

町への問い合わせの際は、「シロヤシオ版」を見たとお伝えください。

### 1 制度改正の主なポイント

#### ① 高校生年齢まで支給期間が延長されます

改正前(現行)	【改正後】
<b>15</b> 歳年度末 (中学校卒業月)まで	<b>18</b> 歳年度末 (高校卒業月)まで

#### ② 収入に関係なく、支給されます

改正前(現行)	【改正後】
所得制限 <b>あり</b>	所得制限 <b>なし</b>

#### ③ 3人目以降のお子さんの支給額が増えます

改正前(現行)	【改正後】
高校生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、小学生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用  3人目以降、1人につき  月額 <b>15,000円</b>	大学生年齢のお子さんから年齢順に、1人目、2人目、と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に、多子加算が適用  3人目以降、1人につき  月額 <b>30,000円</b>

#### ④ 支給月が変わります

改正前(現行)	【改正後】
年 <b>3</b> 回支給  2・6・10月  <b>4</b> か月分ずつ支給	年 <b>6</b> 回支給  <b>12</b> ・2・ <b>4</b> ・ <b>6</b> ・ <b>8</b> ・10月  <b>2</b> か月分ずつ支給

### 2 制度改正後(2024年10月分(12月支給分)から)の支給月額

	3歳未満	3歳以上18歳年度末まで
第1子・第2子	1人につき、月額 <b>15,000円</b>	1人につき、月額 <b>10,000円</b>
第3子以降	1人につき、月額 <b>30,000円</b>  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     大学生年齢のお子さんから年齢順に、1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合、月額30,000円となります。                 </div>	

制度・手続き方法等に関するお問い合わせ

川根本町役場 健康福祉課 こども支援室  
電話番号 0547-56-2224

# 児童手当非受給で高校生年齢のお子さんを養育しているご家庭へ お手続きのご案内

## 1 はじめにお読みください

このご案内は現在、児童手当の支給を受けていない方で、高校生年齢のお子さん(平成18年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた方)の保護者様(子の父母等)宛に郵送しました。

高校生年齢のお子さんを**養育(＊)**している方は、児童手当のお手続きをお願いいたします。

＊児童手当制度上における、父母がお子さんを「**養育**」しているとは、  
①お子さんの**監護**(精神的な支えとなって日常生活の世話)をし、  
②**生計費を同じくする**(父母と子の生活に一体性がある)  
の**両方を満たす場合**をいいます。

### 【ご注意】

下表の①～③に該当する場合は、川根本町でのお手続きは不要です。

また、④～⑥に該当する場合は、児童手当の支給対象とはなりません。

お手数ですが、この冊子は破棄していただきますよう、お願いいたします。

① 高校生年齢のお子さんの <b>父母等が公務員</b> であり、勤務先から児童手当を受給している場合	勤務先でお手続きをしてください。
② 高校生年齢のお子さんの <b>父母等が町外に住んでおり、町外の市区町村</b> から児童手当を受給している場合	父母等が住む <b>市区町村</b> のご案内にしたがってください。
③ 高校生年齢のお子さんの <b>父母等が令和6年9月30日までに町外へ転出</b> する場合	転出先 <b>市区町村</b> でお手続きをしてください。
④ 高校生年齢のお子さんが、 <b>就労や婚姻等により、既に独立した生活</b> を営んでいる場合	
⑤ 高校生年齢のお子さんが、 <b>児童養護施設等に入所</b> している場合	児童手当の対象ではありません。
⑥ 高校生年齢のお子さんが <b>いない</b> 場合	

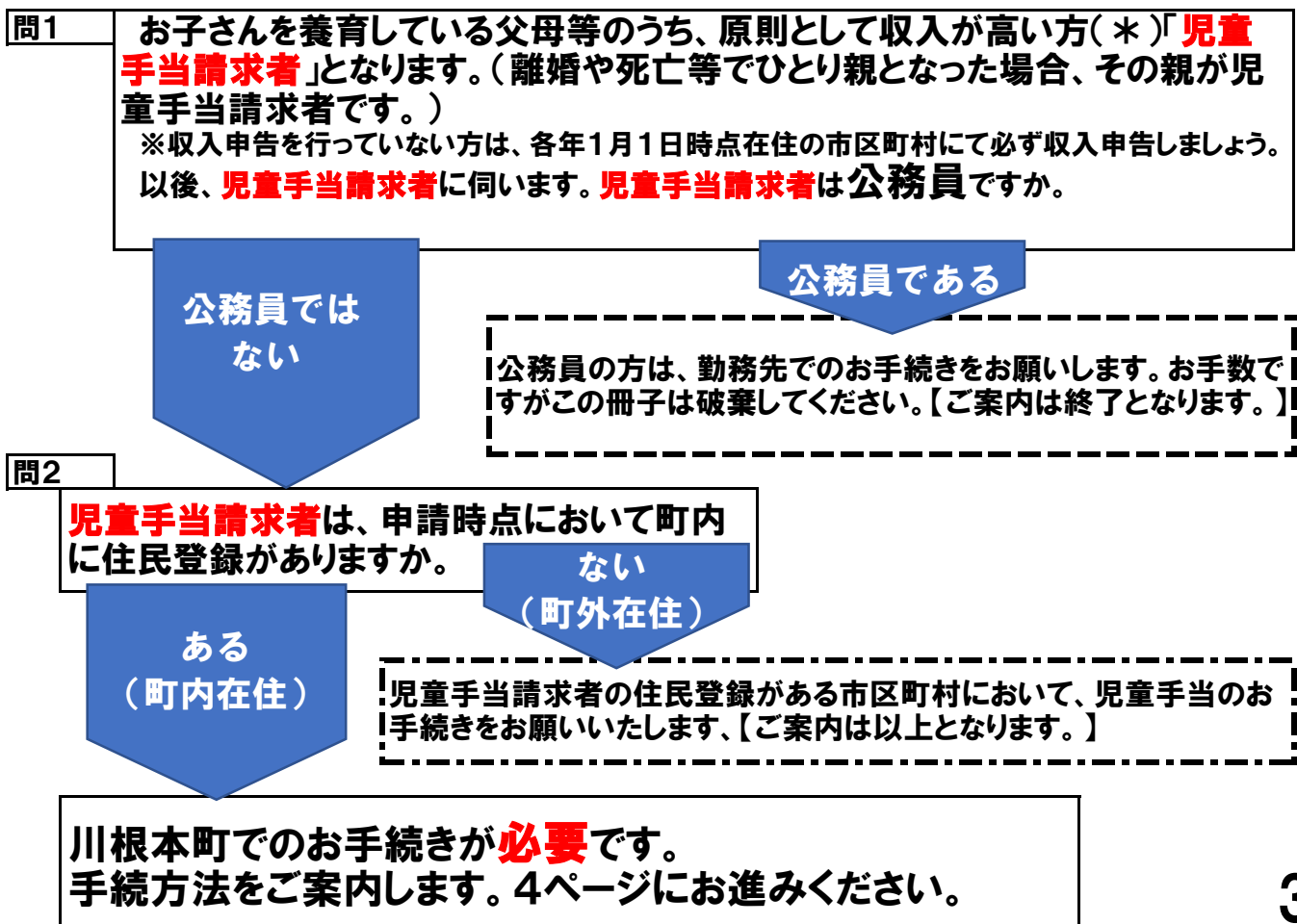
## 2 この冊子では、次の字句を用いて説明します

【大学生年齢】のお子さん	【高校生年齢】のお子さん	【高校生以下】のお子さん
		
<p>平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、大学生に限らず、短大、専門学校、アルバイト、家事手伝い、無職の場合も対象です。</p>	<p>平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方で、高校生に限らず、各種学校、アルバイト、家事手伝い、無職等の場合も対象です。</p>	<p>平成18年4月2日以降に生まれた方で、高校生年齢については、高校生に限らず、各種学校、アルバイト、家事手伝い、無職等の場合も対象です。</p>

就労や婚姻等により、既に独立した生活営んでいる場合は、対象外です。 児童養護施設等に入所中の場合や、就労や婚姻等により既に独立した生活営んでいる場合は、対象外です。

## 3 手続要否フローチャート

以下のフローチャートに沿って、お手続きが必要かご確認ください。



## 4 お手続きのご案内

### ○ 高校生年齢まで支給期間が延長されます

児童手当制度の改正により、高校生年齢のお子さんが新たに児童手当の支給対象となります。

児童手当請求者がお手続きをいただくことにより、令和6年10月分(12月支給分)から児童手当の支給が受けられるようになります。お手続きを失念すると手当の支給が遅れたり、支給が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

### ○ 多子加算に該当する方は、要チェックです

令和6年10月分(12月支給分)からは、大学生年齢のお子さん(住所の同別は問いません)から年齢順に「1人目」「2人目」と数え、高校生以下のお子さんが「3人目」以上となる場合、多子加算(3人目以降、1人につき月額3万円)が適用されます。

これに該当する場合、大学生年齢のお子さんに関する情報も申請いただくことにより、多子加算が適用されます。

### ○ 手軽にお手続きできる「電子申請」をご利用ください

ご自宅からパソコンやスマートフォンにてお手続きできる「電子申請」をご利用ください。(入力時間の目安は10分程度です。)

**\*お子さんの情報は、4人まで入力できます。お子さんが5人以上いる場合「電子申請」はお受けできませんでしたので、窓口または郵送でのお手続きをお願いいたします。**

## 【電子申請に必要な書類】 ※お手元にご用意ください。

- ・**同封の書類**「児童手当制度の改正に係るお手続きのご案内」(お問い合わせ番号が必要です)
- ・児童手当**請求者の本人確認書類**(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証のうち、どれか1点)
- ・児童手当**請求者名義の口座確認書類**(キャッシュカードや預金通帳等)

\*高校生以下のお子さんが別居の場合は、世帯主氏名、続柄、別居理由、別居期間等の情報が必要です。

\*大学生年齢のお子さんがあり、多子加算に該当する場合は、そのお子さんの住所や学校名等の情報が必要です。

## ＜パソコンからの電子申請＞

「川根本町児童手当制度改正」で検索し、川根本町公式ホームページから電子申請ができます。

「シロヤシオ版電子申請」をお選びください。

URL：<https://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/soshiki/kenkohukushi/kodomoshien/14449.html>

## ＜スマートフォンからの電子申請＞

スマートフォンのカメラ機能を用いて、右の二次元コードを読み込むことにより、電子申請ができます。



シロヤシオ版電子申請  
二次元コード

## ＜パソコンやスマートフォンをお持ちでない場合＞

### ○窓口でのお手続き

川根本町役場 本庁舎1階 4番窓口 健康福祉課

電話番号 0547-56-2224

受付時間 平日の午前8時15分から午後5時まで

- 持参書類
- ① 児童手当請求者の本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証のうち、どれか1点)
  - ② 児童手当請求書名義の口座確認書類  
(キャッシュカードや預金通帳等)

### ○郵送でのお手続き

申請書をご自宅に郵送いたします。

健康福祉課(電話番号0547-56-2224)にお電話いただくか、電子申請によりお申込みください。電子申請の場合は、スマートフォンのカメラ機能を用いて、右の二次元コードを読み込み、必要事項をご入力ください。申込み後、1週間程度でご自宅に必要書類を郵送いたします。

同封の返信用封筒に必要書類を入れ、郵便ポストに投函してください。



申請書郵送希望  
二次元コード

次のページに続きます

## ○電子申請の主な入力内容

### ア 児童手当請求者に関する情報

- (1) 同封の書類「児童手当制度の改正に係るお手続きのご案内」の左上、宛名欄に記載された【     】内の番号
- (2) 氏名（漢字またはローマ字・カタカナ）、性別、生年月日、職業、配偶者の有無、住民登録上の住所、令和6年1月1日時点における住民登録上の住所、加入年金の種別、電話番号、請求者名義の受取口座（金融機関、店番・店名、口座番号、口座名義）
- (3) 本人・口座確認書類撮影画像のアップロード  
スマートフォンで撮影したマイナンバーカードキャッシュカード等の表面のみの画像

### イ 配偶者に関する情報

（離婚等により、配偶者がいない場合は入力不要）

- (1) 配偶者の氏名（漢字またはローマ字・カタカナ）、性別、生年月日、職業
- (2) 配偶者の住所が児童手当請求者と異なる場合はその住所、令和6年1月1日時点における住民登録上の住所

### ウ 平成14年4月2日以降に生まれたお子さんに関する情報

- (1) お子さんの氏名、続柄、性別、生年月日、職業等、監護・生計の状況
  - \* お子さんが5人以上いる場合「電子申請」はお受けできません。
  - \* 大学生年齢のお子さんは、児童手当の支給対象児童ではありませんが、多子加算のカウント対象となるため、入力をお願いします。
- (2) お子さんの氏名、続柄、性別、生年月日、職業等、監護・生計の状況
  - \* 高校生以下のお子さんが別居の場合は、世帯主氏名、続柄、別居理由、別居期間
  - \* 大学生年齢のお子さんが学生の場合は、学校名、卒業予定年月



## 5 よくある質問

Q1 父母で年々収入が逆転するが、児童手当請求者は誰にすべきか？	Q2 こども医療費の受給者は、子の母だが、児童手当請求者は父でもよいか？
A1 申請時点において、原則として収入の高い方が児童手当請求者となります。	A2 父母のうち、申請時点において、原則として収入が高い方が児童手当請求者となります。こども医療の受給者が児童手当請求者と異なる場合は、こども医療費の受給者変更の手続きをお願いします。
Q3 20歳の子が結婚し、独立した。その下には高校生が2人いるが、20歳の子は多子加算の対象か？	Q4 20歳の子が来月から海外留学する。その下には高校生が2人いるが、20歳の子は多子加算の対象か？
A3 大学生年齢のお子さんが就職・婚姻等により、独立した生活を営んでいる場合は、多子加算のカウント対象となりません。	A4 大学生年齢のお子さんの住民登録が国内にある場合は、児童手当制度上における多子加算のカウント対象となります。
Q5 19・17・16歳の子がおり、19歳の子は受験生である。多子加算の対象となるか？	Q6 児童手当の受取口座を児童手当請求者以外の口座にすることは可能か？
A5 大学生年齢のお子さんであれば、大学生に限らず、どのような職業であっても、父母等が養育している限り、原則、多子加算の対象です。	A6 児童手当の受取口座は、児童手当請求者名義でなければなりません。例えば、お子さんや配偶者名義とすることはできません。
Q7 電子申請にあたり、スマートフォンの操作方法がよく分からない。	Q8 かつて児童手当の支給を受けていたが、現在、児童手当の支給を受けているのか、よく分からない。
A7 窓口や郵送による手続きもお受けしております。詳しくは5ページ下段をご覧くださいの上、お手続きをお願いします。	A8 このご案内は、現在、児童手当の支給を受けていない方に送付しています。今回の制度改正により、支給要件に該当する場合は、ぜひ手続きをお願いします。

## 6 手続期限

**令和6年9月30日（月）**  
（郵便の場合は当日消印有効）

## 7 お手続き後のご案内

（1）記入漏れや記入誤り、添付書類に誤り等があった場合は、改めてお手続きいただくよう郵送にてお知らせいたします。この場合の再提出期限は、**令和6年10月31日（木）**です。

（2）上記誤り等がない場合は、**令和6年11月中**に児童手当請求者宛に児童手当認定請求書を郵送いたします。支給月額等に誤りがないか、ご確認をお願いいたします。

お手続き・お問い合わせ先

川根本町 健康福祉課 こども支援室

電話番号 0547-56-2224